

令和2年12月8日

報道機関 各位

上田市長 土屋 陽一
(総務部総務課)
上田市教育委員会
(教育総務課)

市有物品の持出及び不適正な事務処理を行った職員及びその管理監督者に対し、本日付で懲戒処分等を行いましたので、下記のとおり公表いたします。

記

1 処分事件の概要

被処分職員は、教育委員会に勤務していた平成30年度と令和元年度に公費で購入した物品計225件、総額744,485円相当を、30回程度にわたり勤務先から無断で自宅の物置小屋に持ち出し、保管していました。

また、物品の購入にあたり、計63件、総額515,734円相当について、販売業者に指示し、実際に購入した物品名を書き換えた請求書を発行させ、当該請求書に基づく不適正な事務処理を行っていました。

このことは、地方公務員としてあってはならない行為であり、地方公務員法第28条及び第29条の規定により処分を行いました。

また、上司についても、管理監督が不十分であったと判断し処分を行いました。

なお、持ち出した物品は、すべて返還されるとともに、被処分職員による私的な利用等はありませんでした。

2 処分内容

(1) 被処分職員

所 属	職 名	年 齢	処 分 内 容
市民まちづくり推進部	係長	43歳	停職3月 及び主査への降任

(2) 管理監督者

所 属	職 名	年 齢	処 分 内 容
上田市教育委員会	部長	60歳	戒告
総務部	部長	59歳	戒告
上田市教育委員会	課長	59歳	減給10分の1 3月

上田市教育委員会教育総務課 電話 0268-23-5100